

令和8年 教育委員会第3回臨時会 会議録

日時 令和8年3月31日（火）

午後3時00分～午後3時30分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 議案第10号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第11号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正」
- (3) 議案第12号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第13号「令和8年度教育委員会事務局幹部職員の異動」【秘密会】
- (5) 議案第14号「審査請求（令和7年8月25日付け）に対する裁決について」
【秘密会】

【指導課】

- (1) 議案第15号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (3) 議案第17号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (4) 議案第18号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 議案第19号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (6) 議案第20号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (7) 議案第21号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」
【秘密会】

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和8年度教育委員会事務局一般職員の異動について【秘密会】

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	佐藤 祐子
教育委員	水野 珠貴
教育委員	木田 昌孝

教育委員	水野 智佳子
------	--------

出席職員（10名）

子ども部長兼教育担当部長	小川 賢太郎
参事（連絡調整担当）	大森 幹夫
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事（特命担当）	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀米教育長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから令和8年教育委員会第3回臨時会を開会します。 本日、教育委員は全員出席です。 今回の署名委員は、水野珠貴委員にお願いします。
水野（珠）委員	はい。
堀米教育長	また、3月24日付で、任期満了に伴い俣野委員が退任され、同月25日付で新たに教育委員として、水野智佳子委員が就任されました。水野委員、一言お願いいたします。
水野（智）委員	水野でございます。お初にお目にかかる方もたくさんいらっしゃると思いますが、このような責務を全うすることに、ここ数日、大丈夫かと心配しながらもここにおります。心して参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
堀米教育長	ありがとうございます。これからもどうぞよろしくをお願いいたします。 それでは、事務局の職員の紹介を、子ども総務課長、お願いいたします。
子ども総務課長	はい。それでは、紹介させていただきます。 まず、子ども部長と、兼務で教育担当部長を務めております小川でございます。

子ども部長兼教育担当部長	<p>ます。</p> <p>はい。子ども部長・教育担当部長、小川でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
子ども総務課長 参事（連絡調整担当）	<p>続きまして、子ども部参事、大森参事、お願いいいたします。</p> <p>参事の大森でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
子ども総務課長	<p>続きまして、私も子ども部参事でございます。子ども総務課長と教育政策担当課長の事務取扱をしております。よろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、子ども支援課長、お願いいいたします。</p>
子ども支援課長 子育て推進課長 児童・家庭支援センター所長	<p>はい。子ども支援課長、大松でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>子育て推進課長、山崎でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>児童・家庭支援センター所長の宮原でございます。よろしくお願いいいたします</p>
子ども施設課長 学務課長 指導課長 九段中等教育学校経営企画室長	<p>子ども施設課長の川崎です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>学務課長、清水でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>指導課長、上原でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>九段中等教育学校経営企画室長の大塚でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
子ども総務課長 堀米教育長	<p>はい。以上で終了でございます。</p> <p>はい。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案事項のうち、議案第13号、令和8年度教育委員会事務局幹部職員の異動、議案第14号、審査請求（令和7年8月25日付け）に対する裁決及び議案第21号、幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等並びに日程第2、報告事項、令和8年度教育委員会事務局一般職員の異動につきましては、人事及び個人に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、決を採ります。</p> <p>本件について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
堀米教育長	<p>はい。全員賛成ですので、これら4件につきましては、会議の最後に取り扱わせていただきます。</p>

◎日程第1 議案

子ども総務課

- （1）議案第10号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- （2）議案第11号「千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正」
- （3）議案第12号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」

指導課

- （1）議案第15号「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す

る規則」

(2) 議案第16号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

(3) 議案第17号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」

(4) 議案第18号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」

(5) 議案第19号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 議案第20号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

堀米教育長

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第10号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第10号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について、資料のとおり、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、令和8年度の組織改正に伴って、所要の改正を行うものでございます。

今回、組織として改正しましたのが、子育て推進課の子育て推進担当課長が計画を策定したと、子ども・子育て支援事業計画を策定し、1年間見守った結果、こちらについて、今回、ここの職をなくしたものでございます。それと、担当課長につきまして、教育政策担当課も、子育て・教育ビジョンについて、ある程度見定まったといったところもあって、こちらの担当課長をなくすというものでございます。

あと、細かい規定でございますが、子ども支援課で、誰でも通園制度について、国の給付が始まるということで、こちらを追記したものでございます。

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第11号、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第11号でございます。こちら、千代田区立児童・家庭支援センターの処務規程の一部改正でございます。こちら、児童・家庭支援セ

ンター内の組織改正に伴うものでございます。

こちらも新旧対照表を見ていただきたいと思います。まず、第2条に新たに子ども相談窓口担当係長としまして、2階に子ども・家庭支援センターを置くということで、こちらの組織を設けさせていただきます。

それから、中高生の居場所のプレ施設の整備及び運営に関することという職務も新たに設けております。子どもの朝活プログラムも同様でございます。あと、センター内に担当課長を設けます。その担当課長の名称が第9条のところでございます。子どもの居場所づくり担当課長ということで、子どもの居場所について新たに担当課長を設けるものでございます。

こちらにつきましては、施行期日が明日、令和8年4月1日となっております。

説明は以上でございます。

子ども総務課長
堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。それでは、議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第12号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第12号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらも所定の手続ということで、様式を明示するというものでございます。第6号様式ということで、公印の名簿、使用名簿でございます。それから、公印を印刷するときなどに使う申請書を新たに設けるということで、今回、改正させていただきたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第15号、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、議案第15号、千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料項番1、改正趣旨でございます。このたび、学校教育法の改正により、学校に置くことができる職として、新たに主務教諭の職が設置されるとともに、校務分掌上の主任について規定整備が行われました。このことに伴いまして、東京都教育委員会から区市町村教育委員会に主務教諭の設置に係る対応があったため、改正を行うものでございます。

項番2、改正内容です。(1)の小学校、中学校及び中等教育学校についてでございますが、4つございます。

まず、①学校教育法の規定どおり、児童・生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとします。職名については、現行の主任教諭といたします。

②です。同様に、学校の実情に照らして、必要があると認めるとき、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるとし、職名としましては、主任養護教諭といたします。

③です。同様に、必要があると認めるとき、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭またはその他の教員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるとしまして、職名を主任栄養教諭といたします。

④です。校務分掌上の主任に、教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるものとするものです。

(2)を見ていただきますと、幼稚園についてです。幼稚園ですが、今般の学校教育法における主務教諭の職の設置に係る特別区の対応として、主任教諭の位置付けは現行どおり、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職といたします。ただし、小中学校の主任教諭の規定を準用しているため、文言の整理は行うところです。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりですので、ご覧いただければと思います。

項番4です。こちら、施行期日としましては、令和8年4月1日となっております。

ご説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の

一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 それでは、議案第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

項番1、改正趣旨をご覧ください。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布によりまして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。この制度の施行に伴いまして、子ども・子育て支援金が徴収されることから、職員別給与簿について、子ども・子育て支援金に係る記載欄を新たに設けるといふものでございます。

項番2です。改正内容としましては、この職員給与簿にある「共済子ども子育て」の欄、こちらを新設したというものです。

項番3です。施行期日は令和8年4月1日となっております。

本件のご説明は以上です。

堀米教育長 はい。ご質問等ありましたらお願いいたします。

この欄を新たに設置したということですね。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第17号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 では、議案第17号、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

項番1です。改正趣旨でございます。令和7年特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び意見を踏まえまして、管理職手当の額を見直すものです。

項番2、改正内容でございます。第2条の別表に規定している園長及び副園長の管理職手当の額をこちらの表のとおり改正、増額改正するものでございます。

項番3、施行期日は令和8年4月1日です。

ご説明は以上です。

堀米教育長 はい。それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第18号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

す。

指導課長 続きまして、議案第18号、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

項番1、改正趣旨でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行うものです。

項番2の改正内容でございます。条例の改正によりまして、週休日等以外の日における支給対象時間を現行の午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午後5時までとし、日をまたぐ勤務も手当の支給対象となることから、文言の整理を行うものでございます。

項番3の新旧対照表は別紙のとおりです。ご覧いただければと思います。

項番4、施行期日としましては、令和8年4月1日となります。

ご説明は以上です。

堀米教育長 はい。ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 それでは、議案ですので、採決を採ります。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第19号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第19号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

項番1です。改正趣旨でございますが、給与は職員の職務と責任に応じるものでなくてはならないという職務給の原則の更なる徹底を図りまして、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現するため、この改正を行うものでございます。また、学校教育法改正による主務教諭の設置に係る対応として、千代田区立学校の管理運営に関する規則が改正されましたことから所要の文言整理を行うところです。

項番2です。改正内容です。(1)を見ていただきますと、期末手当に係る欠勤等の日数から、高齢者部分休業及び育児部分休業を除くものとします。こちら、高齢者部分休業、育児部分休業ともに、現行ですと7時間45分をもって3分の1日に換算し、欠勤等日数に算定しておりましたが、改正後は、欠勤等日数に算定しないものといたします。

(2)です。千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う文言整理となっております。規則の別表第2の職員の区分で千代田区立学校の管理運営に関する規則の規定を準用している文言として整理いたしました。

項番3です。新旧対照表は別紙のとおりですので、ご覧いただければと思います。

堀米教育長 項番4、施行期日は令和8年4月1日でございます。
本件についての説明は以上です。
はい。ご質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成です。可決されました。
続きまして、議案第20号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部
を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第20号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
についてご説明申し上げます。
項番1の改正趣旨でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の施行に伴いまして、令和8年度以降の勤勉手当の支給月
数の改正を行うものです。また、先ほど期末手当規則で申し上げました職務
給の原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重
視したメリハリのある給与制度を実現するため、併せて改正を行うもので
す。加えまして、学校教育法改正による主務教諭の設置に係る対応として、
千代田区立学校の管理運営に関する規則の改正がされたことから所要の文言
整理を行うところでです。
項番2の改正内容でございます。まず、(1)の勤勉手当支給月数の改正
でございます。こちらは、表でお示しいたしましたが、勤勉手当の増加分に
ついては、令和7年6月期は既に支給済みでありますので、令和7年12月期
に支給を行いました。令和8年度以降は、6月期と12月期に等分に割り振る
改正をいたします。年間の支給月数に変動はございません。
続いて、勤勉手当に係る欠勤等日数の算定の見直しでございます。昨年末
の際、懲戒処分を受けた者や指示欠勤の取扱いを受けた者に対する勤勉手当
の減額率を厳しくしたところですが、今般の改正は、高齢者部分休業及び病
気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限
り、欠勤等日数に算定する見直しを行うものです。具体には、こちらの表を
ご確認いただければと思います。
次に、(3)の千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う
文言整理でございます。規則の別表第3の職員の区分で千代田区立学校の管
理運営に関する規則の規定を準用している文言として整理いたします。
項番3、新旧対照表は別紙のとおりですので、ご覧いただければと思いま
す。
項番4、施行期日は令和8年4月1日です。
本件についてのご説明は以上でございます。
はい。ご質問ありましたらお願いいたします。

(な し)

堀米教育長 それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 全員賛成により可決されました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定について

堀米教育長 それでは、日程第2、報告事項に入ります。
教育委員の就任及び教育長職務代理者の指定につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 先ほど教育長からご紹介がありました教育委員の就任についてでございます。水野智佳子委員が令和8年3月25日付で就任いたしました。これに伴い、千代田区教育委員会の構成は、堀米教育長、佐藤委員、水野珠貴委員、木田委員、水野智佳子委員の5名となりましたので、ご報告をいたします。
続きまして、教育長職務代理者の指定でございます。教育長の職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を行うものでございます。
なお、教育長職務代理者の指定につきましては、千代田区教育委員会会議規則第6条第1項の規定に基づきまして、教育長があらかじめ会議で指名し、告示する必要がございます。つきましては、教育長から教育長職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

堀米教育長 はい。この件に関しまして、質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 教育長職務代理者は佐藤委員をお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。

堀米教育長 よろしく申し上げます。
この件については、何かご質問等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 それでは、休憩を挟みまして、秘密会を行いたいと思います。
傍聴の方はいらっしゃいませんよね。よろしいでしょうか。